

○近畿地方整備局告示第282号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、法第33条の規定に基づきあわせて告示する。

平成23年11月30日

近畿地方整備局長 上総 周平

第1 起業者の名称 滋賀県

第2 事業の種類 一級河川淀川水系蛇砂川^{へびすながわ}改修工事（滋賀県近江八幡市浅小井町字川東地内から同市浅小井町字五郎丸地内まで及び同市西生来町字宮ノ前地内から同市末広町字中上地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 滋賀県近江八幡市浅小井町字川東、字八田及び字五郎丸、西生来町字金津、字宮ノ前、字福田及び字蒲生野口並びに末広町字中上地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、左岸・滋賀県近江八幡市浅小井町字三十三地内、右岸・同市浅小井町字中野地内から左岸・東近江市市辺町字狐塚地内、右岸・同市糠塚町地内までの延長9.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川淀川水系蛇砂川改修工事並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち「一級河川淀川水系蛇砂川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第2項の規定において、国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができるとされているところ、本件区間は指定区間に指定されていることなどから、起業者である滋賀県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川淀川水系蛇砂川（以下「蛇砂川」という。）は、その源を滋賀県東近江市上二俣町地内の鈴鹿山脈の山麓に発し、滋賀県湖東地方の東近江市及び近江八幡市を東から西へ貫流し、左岸・近江八幡市浅小井町字三十三地内、右岸・同市浅小井町字中野地内で一級河川淀川水系西之湖（以下「西の湖」という。）に注ぐ流路延長21.44km、流域面積29.28km²の河川であり、その流域は、西の湖から一級河川淀川水系琵琶湖へ注ぐ一級河川淀川水系長命寺川等の流域を含む流域面積約85.0km²の長命寺川流域の東南部に位置している。

長命寺川流域は、近江八幡市及び東近江市の中心市街地を擁し、下流域にはJR東海道新幹線、JR東海道本線及び一般国道8号等の幹線道路が横断する社会、経済上重要な地域であるが、蛇砂川の河道は蛇行し、天井川となっている上、河幅が狭小であることから流下能力が不足しており、昭和28年9月の台風13号をはじめ、昭和34年9月の伊勢湾台風及び昭和40年9月の台風24号などの洪水により、各地で堤防の決壊や溢水による浸水被害がたびたび発生している。近年においても、近江八幡市及び東近江市において、昭和61年7月には床上浸水4棟、床下浸水58棟、昭和63年6月には床上浸水2棟、床下浸水96棟、平成6年9月には堤防が決壊し、床下浸水9棟の浸水被害が発生している。

蛇砂川の治水対策は、昭和49年より進められてきており、現在は、平成22年7月に認可を受けた淀川水系東近江圏域河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）に基づき、10年に1回程度発生する降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目指し、下流より順次河川改修が進められている。

本件事業は、河川整備計画に定める西の湖への放流量140m³/秒を安全に流下させるため、河積の拡大を図る河川改修を行う事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、長命寺

川流域における浸水被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者は、低騒音・低振動機械を使用し、必要に応じて騒音・振動対策を実施することとしており、あわせて防じん対策として散水等を実施するなど、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしていることから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で自然環境等への影響について調査及び検討を行ったところ、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているウツセミカジカ、準絶滅危惧として掲載されているミクリ及びナリタヨコエビ、滋賀県版レッドデータブックに希少種として掲載されているカワセミ及びカイツブリ、分類上重要種として掲載されているアユ、その他重要種として掲載されているドンコなどが確認されている。起業者は、植物のミクリについては、状況に応じて専門家の助言を受けながら工事期間中一時的に移植し、植生の回復を図り、魚類等であるウツセミカジカ、ナリタヨコエビ、アユ及びドンコについては、工事中の濁水を軽減する処置を行うとともに河道内に瀬や淵を創出し、生息環境を回復または創出するなどの保全措置を講ずることとしている。鳥類であるカワセミ及びカイツブリについては、営巣が確認されておらず、周辺に採餌など生育に適した環境が広く残存する。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が6箇所存在するが、このうち4箇所については発掘調査

が完了しており、記録保存がなされている。起業者は、残る2箇所についても滋賀県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、蛇砂川の流下能力の向上を図り、長命寺川流域の浸水被害を軽減させることを主な目的とする河川改修事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、事業計画の決定にあたっては、JR東海道新幹線と横断する箇所について、新幹線に与える影響が最も少ない箇所とした上で、起点から当該横断箇所までの下流区間及び当該横断箇所から終点までの上流区間のそれぞれについて比較検討が行われている。

下流区間については、河道法線を西側に寄せて新たに開削する申請案の他、現況の河道を拡幅する案及び河道法線を東側に寄せて新たに開削する案の3案について検討が行われているところ、申請案と他の2案を比較すると、申請案は、用地取得面積は中位であるものの、移転を要する住家が最も少なく、架け替えの必要な橋梁が最も少ないことなどから施工性に優れるとともに事業費が最も廉価である。上流区間については、河道法線を東側に寄せて新たに開削する申請案の他、現況の河道を拡幅する案及び河道法線を申請案よりさらに東側に寄せて新たに開削する案の3案について検討が行われているところ、申請案と他の2案を比較すると、申請案は、用地取得面積及び移転を要する住家の数は中位であるものの、架け替えの必要な橋梁が最も少ないことなどから施工性に優れるとともに事業費が最も廉価である。以上のことなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、いずれの区間についても申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用道路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切

なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、長命寺川流域では、たびたび浸水被害が発生していることから、浸水被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、近江八幡市長を会長とする蛇砂川改修促進協議会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

役所

第6 収用の手続が保留されている起業地 滋賀県近江八幡市西生来町字金津、字宮ノ前、字福田及び字蒲生野口並びに末広町字中上地内